

マイナンバー記載の住民票と身元確認のために以下の
確認書類が必要です。

(手続きの方法によって、確認方法が異なります)



受付窓口

窓口で手続きする場合 **確認書類を提示**してください。

身元の確認書類

《一点確認》 官公署等から発行され**写真表示のあるもの**

個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、学生証、
社員証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 等

《二点確認》 官公署等から発行され**写真表示のないもの**

住民票、戸籍謄本、年金手帳、社員証、学生証 等

※有効期限内のもの、有効期限のない場合、発行された日から6ヶ月以内のもの。

身元の確認方法

- 組合員 ⇒ 組合員本人の身元確認
- 家族(組合加入) ⇒ 窓口に来た家族の身元確認
- 家族(組合未加入) ⇒ ① 窓口に来た家族の身元確認
② 委任状もしくは住民票(組合員との関係確認)
- 事務所の事務員 ⇒ ① 事務員の身元確認
② 委任状もしくは事務員が従業員であることの証明
※ 事務員が組合員の場合は保険証の確認のみで可
- 社労士 等 ⇒ ① 社労士等の身元確認
② 委任状(組合員との関係確認)
※ 社労士等で会社との契約で、事務の代行を行う場合には、
社労士と会社との契約書の写しを提出し、その都度、委任
状の写しの提出は不要。



郵送で手続きする場合 **確認書類のコピーを提出**してください。

- 組合員又は家族の身元確認 ※上記「身元確認書類」の写し。

マイナンバーを届出書等に記入する際は、正確に間違いがないよう記入してください。
組合員のご家族のマイナンバーを記入した際は、記入した内容に間違いがないことを組合員が
確認してください。

※上記の他にも必要な書類がある場合がありますので、事前に所属する支部又は出張所
に確認してください。